「公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令」について

令和７年10月１日
内閣府
民間資金等活用事業推進室

１　題名
公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

２　意見公募手続の実施の有無
意見公募手続は実施しておりません。

３　意見公募を行わなかった理由
本件は、法務省が意見公募手続（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について（案件番号300080323））を実施して定めた命令と実質的に同一の命令を定めるものであり、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第５号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

４　公布日・施行日
公布日：令和７年10月１日
施行日：公布の日

【参照条文】
〇行政手続法（平成５年法律第88号）抄
（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～四　（略）
五　他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。
六～八　（略）